

# 被災園芸産地改植等支援事業

## 1 事業目的

令和3年8月大雨により、ほ場の浸水・冠水や土砂流入等の被害を受けた農業者に対して、野菜・花き等の種苗や土壌改良資材等の生産資材の購入経費を助成し、営農の継続、再開を支援する。

## 2 事業内容

### (1) 生産資材の購入

営農再開に必要な種苗や肥料・土壌改良資材等の生産資材の購入経費を助成

### (2) 改植

樹体が大きく損傷した果樹や茶の改植等の経費を助成

### (3) 農地の土砂撤去

流入した土砂の撤去に必要な経費を助成

## 3 補助対象・補助率

事業内容	対象品目・補助対象	補助率
生産資材の購入	[種苗] 対象品目:野菜、花き等 補助対象:種、苗	1/2 以内 又は
	[資材] 対象品目:野菜、花き、果樹等 補助対象:肥料、農薬、育苗ポット等	3年続けて被災した場合は 8/10 以内
改植	対象品目:果樹、茶 補助対象:改植及び未収益期間の経費	定 額
農地の土砂撤去	対象品目:果樹、茶 補助対象:自家施工可能な土砂撤去等	1/2 以内

## 4 助成対象者

被災した農業者及び営農集団、農業協同組合、市町村  
※市町村は、農地の土砂撤去のみ対象

## 5 国庫事業の活用

国庫事業（直採）の活用が可能な場合は、国庫事業を優先し、県事業（生産資材の購入）の補助率は国庫事業を含めた率とする。

## 6 想定事業スケジュール

10月上旬～ 10月下旬 要望調査（改植のみ）  
11月 ～ 12月 計画申請・計画承認  
12月 ～ 1月 交付申請・交付決定  
2月 ～ 3月 概算払い

## 7 留意点

- 被災日以降の経費を補助対象とし、年度内に事業が完了すること。
- 申請時には、以下の資料を添付すること。
  - ・被災した園地の所在、面積、品目等が記載された市町村の被災証明（3年続けて被災した場合は令和元・2年度の被災証明も必要）
  - ・被災日以降の経費であることを証明する資料
- 改植及び農地の土砂撤去は、事業報告時に事業実施前後の園地の写真を添付すること。

《担当課：園芸振興課》